第７章　自動車リサイクルシステム事業者登録情報における内容変更の手続きについて（重要）

事業者（所）情報に変更が生じたときは、登録情報を変更してください。変更せずに業務を継続すると、自動車 リサイクル法に抵触する場合があります。
なお、上記の手続きとは別に、都道府県知事等への変更届け出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

変更内容		申込方法			手続き方法
		電子	郵送	ゆうちょ窓口	
1　事業者の電話番号、FAX番号		○	○	×	リサイクルシステムにログインし、「事業者情報詳細／詳細／変更申請」画面よりお手続きください。
2　事業所の電話番号		○	○	×	
3　リサイクル関連担当者の情報（電話番号、メールアドレス等）		○	○	×	
4　事業者情報公開可否		○	○	×	
5　金融機関口座情報	ゆうちょ銀行	×	×	○	ゆうちょ銀行に備え付けの「自動払込利用申込書」に書」に必要事項を記入し、ゆうちょ銀行の窓口に提出提出してください。
	ゆうちょ銀行以外	×	○	×	コンタクトセンターにお電話ください。
6　業の変更、事業所閉鎖、法人化、合併等		×	○	×	必要書類を送付しますので、ご記入のうえ下記宛先ま先まで郵送してください。
7　上記1～6以外の項目（例：会社名、所在地等）		×	○	×	自動車リサイクルホームページより、申込書をダウンウンロードし、変更箇所のみご記入のうえ、下記宛先宛先まで郵送してください。

【変更手続きの基本フロー】

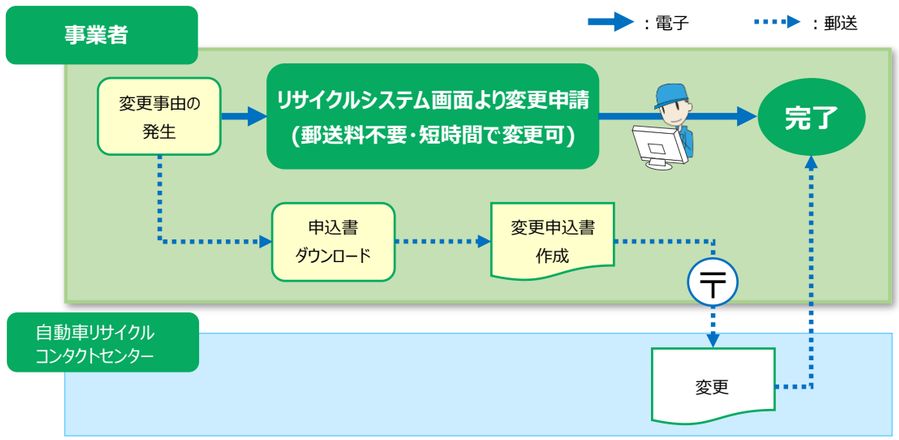

自動車リサイクルコンタクトセンター

お問合せ先／050－3786－7755　　受付時間：9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く）
書類送付先／〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター　　業者登録グループ

資料

エアバッグ類車上作動処理管理台帳への記入要項

- 車上作動処理を実施した時は、以下の要領でその実績を記録・保管し、自動車メーカー等による監査やその他要請に応じ提示していただきます。
- 管理台帳の記入用紙は、次ページをコピーして使用してください。

※自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正処理情報（共通情報）」（詳細は12ページを参照してください）からも管理台帳の記入用紙のダウンロードが可能です。また、添付の用紙に基づき自社で作成されたものを利用していただいても結構です。

エアバッグ類車上作動処理管理台帳 イメージ

エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳			○○○○年１月度					◇◇解体株式会社 ◇◇工場		
	①事務所管理欄（1）		②作業場管理欄					③事務所管理欄（2）		
No.	車台番号	車名	実施日	車上作動方式 個別	車上作動方式 一括	処理個数	確認欄（責任者）	解体自動車引渡先	引渡日	備考
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○		2	環境太郎	◇◇破砕株式会社	1/9	2個は事故で作動済み
2	BB1234567890	BBBBB	1/6		○	4	環境太郎	◇◇破砕株式会社	1/9	
3	CC1234567890	CCCCC	1/7		○	6	環境太郎	◇◇破砕株式会社	1/9	写真なし
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○		1	環境太郎	◇◇破砕株式会社	1/9	1個取外回収
5										

①引取報告を行った使用済自動車の「車台番号」「車名」を記入します。
②作業場において、あらかじめ記載された「車台番号」「車名」を確認の上で車上作動処理を実施し、その使用済自動車を車上作動処理した「日付」、実施した「車上作動方式」（一括作動方式・個別作動方式）、実際に車上作動処理を行った「処理個数」を記入し、作業責任者がサインまたは 押印してください。

※車上作動処理の実施に際し特記すべき事項がある場合は、その内容を「備考」欄に記録してください。

例）・一部のエアバッグ類が事故等ですでに作動済みの場合
・機械式エアバッグが装備されておりやむを得ず一部取外回収・一部車上作動処理を行った場合　等

③記載された実績記録に基づきエアバッグ類の引渡報告を行い、解体自動車の引渡報告を行った引渡先および引渡日を記入し保管してください。

※適正な処理が行われていることを確認するため、解体自動車を引き渡された次工程の事業者に車上作動処理の実施状況をヒアリングさせていただく場合もあります。
※実績記録を補完する手段として、車上作動処理実施後の状況を写真により証明する等の方策も、解体業者における工程管理として有効と考えられます。
※車上作動処理の実施について虚偽がある場合、委託契約の解除や車上作動処理委託料金の返還請求をさせていただくことがあります。